

2014年（平成26年）9月17日

株式会社ハナテン

代表取締役 米倉 晃起 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 山崎 省吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL：078-361-7201

FAX：078-361-7205

URL：<http://hyogo-c-net.com>

担当：司法書士 吉江直記

TEL：078-392-3346

FAX：078-392-3356

再質問書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人は、平成25年12月11日、申入書兼質問書を貴社に対して、送付致しました。貴社から、平成26年1月14日付ご回答書を受け取りました。貴社からは、「本件条項を中販連の標準約款の『3. 申入の撤回』と同様の条文中に改定することを検討いたします。」とご回答いただきました。当法人は、本件条項の改定の有無を確認するため、貴社に、電話連絡させていただきましたが、誠実な対応をいただけませんでした。そこで、今回、本件条項の改定の有無及び下記の点について、再質問を致します。

ご回答は、本書面到達後一ヶ月以内に文書にてお願い致します。

なお、本質問及び貴社からのご回答の有無及び内容等、本質問書に関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

第1 本件条項に関する質問

1 本件条項の改定の有無

本件条項について、改定を検討されていることと思いますが、現時点で改定の有無を教えてください。すでに改定されている場合、改定後の契約書をご送付ください。

改定されていない場合、その理由および現時点での改定の予定時期を教えてください。

2 貴社が消費者に対して求める申込金の金額

貴社が、消費者（申込者）に対して、求める申込金の金額及びその金額の算定基準を教えてください。

3. 本件条項の損害の金額

平成26年1月14日付ご回答書において、貴社が示した損害として計上していた費目につき、損害の金額及びその算定基準を教えてください。

【例】お客様名義に登録するためにかかった費用として

（普通車1台につき）

車庫証明申請費用 金〇円

登録費用 金〇円

登録にかかる陸送費 金〇円

など

以 上